医療法施行規則第15条の4第2号に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

## 1. 監査の方法

国立大学法人佐賀大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程に基づき、佐賀大学医学部附属病院における医療安全に係る業務の状況に関して、第1回医療安全監査委員会以降、開催された医療安全管理委員会議事要旨、高難度新規医療技術評価委員会議事要旨を、事前に送付いただき、閲覧した上で、未承認新規医薬品導入評価委員会資料・議事概要は当日提示していただき、WEB参加により、木村医療安全管理責任者をはじめ、関係者より説明を受け、適宜、委員から質問を行いながら、監査を実施しました。

- · 日 時:令和4年2月15日(火曜日)14:00~14:59
- ·場 所: WEB会議、佐賀大学医学部附属病院大会議室
- ・委員長:内門泰斗(鹿児島大学病院医療安全管理部・副部長)WEB参加
- ・委 員: 樋渡 泉 (公益社団法人佐賀県看護協会・副会長) WEB参加 (前川委員代理)
- ・委 員:岩永幸三(認定特定非営利活動法人日本IDDMネットワーク・副理事)WEB参加

## 2. 監査の内容及び結果

(1) 医療安全に係る委員会等の議事要旨の確認について

医療安全管理委員会議事要旨から、患者からの暴力への対応について議論していること、次に未承認新規医薬品導入評価委員会の議事概要から適応外使用医薬品についての審査過程、また必要に応じて審議薬剤に関連する診療科医師による専門分野の意見を聞く体制がとられていること、次に高難度新規医療技術評価委員会議事要旨から2件検討され、そのうちの1件では、3つに分かれた審査部門のうち2部門が合同で審査する形式で行われたことについて説明がありました。

説明を受けた後に、各委員より、検証会後の対応状況、禁忌薬剤への病院システム、患者への説明での専門用語への対応状況、持参薬の確認方法、未承認・適応外使用薬品の審査件数、Good Job賞の取り組み、RRS(ラピッドレスポンスシステム)検討ワーキングの取り組み、投与後の観察が必要な薬剤の観察について、質問や確認があり、適切な対応と再発防止策の立案がなされ、実際に取り組

んでいる状況を確認しました。

## (2) その他

今回も、WEBによる開催形式のため、提供していただいた資料の確認と質問に対する説明以外の確認は行いませんでした。

## 3. 総括

佐賀大学医学部附属病院の医療安全に係る業務について、令和3年度 第2回医療安全監査委員会を開催いたしました。第1回に引き続き、今回も新型コロナ感染症の対策を考慮しWEBでの監査を行うこととなり、前回から短期間でしたが、事前に資料を提供していただき、内容を確認した上で、委員会に臨むことができ、滞りなく監査を行うことができました。

新型コロナ感染対策に取り組みつつ、医療安全に係る委員会も定期的に開催され、発生した事象に応じた適切な対応と再発防止策の立案がなされていました。さらに毎月のインシデントレポートの中からGood Job賞として表彰し病院内の良い雰囲気づくりに取り組まれており、非常に感銘を受けました。以上の点から、適正な医療安全に関する管理が行われていると判断しました。

今後も、高度な先端医療の開発と共に、安心・安全で信頼される医療を提供する大 学病院として、医療安全の充実と改善へ取り組んでいただきたいと思います。

令和4年2月15日

国立大学法人佐賀大学医学部附属病院医療安全監查委員会

委員長 内門 泰斗

委員 樋渡泉

委 員 岩永 幸三